

(通則)

**第1条** 家賃等軽減助成金支給要綱(令和2年(2020年)余市町要綱第 号。以下「要綱」という。)が定める助成金(以下「助成金」という。)の個人事業者に対する支給については、この要領に定めるところによる。

(事務局の設置)

**第2条** 余市町長(以下「町長」という。)は、要綱の定めるところによる目的を達成するため、家賃等軽減助成金事務局(以下「事務局」という。)を経済部商工観光課に設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

(支給対象者)

**第3条** 町内の土地又は建物(その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。)に関する賃貸借契約及びこれと類似する契約又は処分(以下「賃貸借契約等」という。)に基づき他人の所有する土地又は建物を使用及び収益する権利を有する者(以下「賃借人等」という。)として助成金の支給の申請を行う者(以下「賃借人たる申請者」という。)並びに町内の土地又は建物に関する賃貸借契約等に基づき土地又は建物を使用及び収益させている者(以下「賃貸人たる申請者」という。)とする。ただし、賃貸人たる申請者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 2019年12月31日以前から事業により事業収入(確定申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。)第1表における「収入金額等」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。以下同じ。)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
  - 二 2020年5月1日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次のいずれかに該当すること。
    - イ 2020年5月から申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月までの間に、事業収入が前年同月比で25%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。
    - ロ 2020年5月から申請日の属する月の前月までの間に、連続する3ヶ月の事業収入の合計が前年同期比で15%以上減少した期間(以下「対象期間」という。)が存在すること。
- 2 対象月又は対象期間が複数存在する場合において、申請者は、任意の1ヶ月を対象月とし、又は任意の連続する3ヶ月を対象期間として申請することができる。
- 3 第1項第2号の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体から事業継続を支援することを目的として支給される協力金等の現金支給を除いて算出することができる。
- 4 申請者が、第6条第7項に規定する提出書類等として、同項第2号の所得税青色申告決算書を提出しない場合には、第1項第2号イ中「前年同月比で」とあるのは「2019年の年間事業収入を12で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「2019年の年間事業収入を12で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えて比較する。
- 5 この要領において、「2019年の年間事業収入」とあるのは、確定申告書第1表における「収入金額等」の事業欄に記載されるものを用いることとする。ただし、第13条第1項の規定により市町村民税、特別区民税又は都道府県民税(以下「住民税」という。)の申告書類の控を用いる場合には、2019年の年間事業収入は住民税の申告書類(市町村民税・道府県民税申告書(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第5号の4様式)をいう。以下同じ。)における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上(仕入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額とが異なる場合には、これらの欄の金額を用いることができる。

(基準額)

**第4条** 支給額の算定に用いる基準となる額(以下「基準額」という。)は、次に定めるものとする。

- 一 賃借人たる申請者が行うものについては、申請日の前2ヶ月以内に家賃等(賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する者が、当該土地又は建物を使用及び収益するために対価として支払う金銭(消費税及び地方消費税を除く。)をいう。以下同じ。)として支払った額(申請者が複数月分の家賃等をまとめて支払っている場合には、当該申請日の直前の支払い(当該申請日の属する月分に相当する家賃等を含むものに限る。)で支払った当該家賃等の1月平均の額に2を乗じて得た額)とする。ただし、当該支払った額が、令和2年(2020年)3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1ヶ月分の家賃等として支払うこととされている額(当該賃貸借契約等において申請者が複数月分の家賃等をまとめて支払うこととされている場合には、当該家賃等の1月平均の家賃等)より高いときは、当該家賃等として支払うこととされている額とする。なお、家賃等の算定にあたっては、賃貸人等により家賃等の全部又は一部減免されているものがあるときは、これらを控除した額とする。

- 二 賃貸人たる申請者が行うものについては、令和2年(2020年)3月31日時点で有効な賃貸借契約等により2ヶ月分の家賃等として支払うこととされている額(当該賃貸借契約等において申請者が複数月分の家賃等をまとめて支払うこととされている場合には、当該家賃等の1月平均の額に2を乗じて得た額)の全部又は一部を減免した場合にあっては、当該支払うこととされている額と申請日の前2ヶ月以内又は要綱第2条第4号に定める対象期間に家賃等として支払った額との差額とする。ただし、当該支払うこととされている額(当該賃貸借契約等において申請者が複数月分の家賃等をまとめて支払うこととされている場合には、当該家賃等の1月平均の家賃等)より高いときは、当該家賃等として支払うこととされている額とする。
- 2 前項各号の規定により基準額を算定する場合において、賃貸借契約等により月毎に変動する家賃等を含むときは、当該家賃等については、前項中「令和2年(2020年)3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1ヶ月分の家賃等として支払うこととされている額」とあるのは、「令和2年(2020年)3月に家賃等として支払った額」と、「当該家賃等として支払うこととされている額」とあるのは「当該家賃等として支払った額」と読み替えるものとする。ただし、この場合において、複数月分の家賃等をまとめて支払うこととされているときは、当該家賃等については、「令和2年(2020年)3月に家賃等として支払った額」とあるのは「令和2年(2020年)3月分の家賃等として支払った額」とさらに読み替えるものとする。
- 3 第1項第1号の規定により基準額を算定する場合において、賃貸人等と申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る家賃等は含めないこととする。
- 一 賃貸人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
  - 二 賃貸人等が申請者の親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等(自然人を含む。次号において同じ。)をいう。)又は子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)であるもの
  - 三 賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
  - 四 前各号に規定する関係に類するものその他助成金の趣旨・目的に照らして適当でない町長が判断するもの
- 4 第1項第2号の規定により基準額を算定する場合において、賃借人等と申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る家賃等は含めないこととする。
- 一 賃借人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
  - 二 賃借人等が申請者の親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等(自然人を含む。次号において同じ。)をいう。)又は子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)であるもの
  - 三 賃借人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
  - 四 前各号に規定する関係に類するものその他助成金の趣旨・目的に照らして適当でない町長が判断するもの
- 5 第1項各号の規定により基準額を算定する場合において、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している土地又は建物に係る家賃等は含めないこととする。

#### (支給額)

**第5条** 助成金の支給額は、10万円を超えない範囲で、各月の基準額の総額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、各月の基準額の総額に3分の1を乗じて得た額は、5万円を超えない範囲とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が、その申請に係る土地又は建物について、申請日の属する月以降2ヶ月の間のいずれかの月分の家賃等に充てるための現金支給を国から受けている又は受けることが決定している場合であって、当該支給の額に前項の規定により算定した額を加えた額(この項において「合計支給額」という。)が、基準額の総額に2を乗じた額(以下この項において「基準総額」という。)より大きいときは、合計支給額から基準総額を差し引いた額と同額を、前項の規定により算定した額から差し引いた額を、助成金の支給額とする。

#### (支給申請)

**第6条** 助成金の申請期間は、令和2年(2020年)10月12日から、令和3年(2021年)2月15日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送により行うものとするが、持参等による申請を妨げるものではない。

- 3 申請を行うに当たっては、次に掲げる情報(以下「基本情報」という。)を事務局に提出するものとする。

- 一 屋号・雅号
- 二 業種
- 三 申請者住所
- 四 申請者氏名
- 五 性別
- 六 生年月日
- 七 連絡先

- 八 対象月又は対象期間
  - 九 賃貸借契約等の情報
  - 十 賃貸借契約等に係る土地又は建物の情報
  - 十一 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
  - 十二 その他事務局が必要と認める情報
- 4 賃借人たる申請者は、前項各号に掲げる情報のほか、令和2年(2020年)の対象月の月間事業収入及び2019年の同月の月間事業収入、又は令和2年(2020年)の対象期間の事業収入及び2019年の同期間の事業収入に関する情報を事務局に提出するものとする。
  - 5 賃貸人たる申請者は、第3項各号に掲げる情報のほか、全部又は一部減免を行ったことに関する情報を事務局に提出するものとする。
  - 6 申請者は、申請を行うに当たっては、次に掲げる書類又は書類等の写し(以下「提出書類等」という。)を事務局に提出するものとする。
    - 一 第3項に掲げる情報が含まれる余市町家賃等軽減助成金支給申請書(第4条第1項第1号に掲げるものは要綱様式1、同項第2号に掲げるものは要綱様式2)
    - 二 賃貸借契約等の存在を証する書類(契約期間に令和2年(2020年)3月31日及び申請日が含まれるもの又は自動で契約を更新する旨の規定があるものに限る。)
    - 三 賃貸借契約等に基づく家賃等の支払を証する書類(領収書、振込依頼書等の写)
    - 四 余市商工会議所による確認を受けたことを証する書類(要綱様式3)
    - 五 町税の滞納がない旨の申出及び町税の調査閲覧に同意することを証する書類(要綱様式4)
    - 六 次条の宣誓事項を誓約した要綱様式5(誓約書)
    - 七 振込先口座の通帳の写
    - 八 その他事務局が必要と認める書類
  - 7 賃借人たる申請者は、申請を行うに当たっては、前項各号に掲げる書類等の情報のほか、次に掲げる書類又は書類の写し(以下「提出書類等」という。)を事務局に提出するものとする。
    - 一 2019年分の確定申告書第1表の控(收受日付印が押印されていること(税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字されていること。以下同じ。)又は e-Tax による申告の場合は、受信通知を添付すること。なお、收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書(その2所得金額用)(ただし、事業所得金額の記載のあるものに限る。)でこれに代えることができる。なお、收受日付印等が存在せず、納税証明書(その2所得金額用)による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果、助成金の支給ができない場合がある。以下同じ。)
    - 二 2019年の各月の事業収入等が記入された所得税青色申告決算書がある場合には、その控
    - 三 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、当該対象月又は各月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。)
    - 四 申請日の前2ヶ月以内の期間において、2ヶ月分の家賃等を支払った事実(申請者が2ヶ月分より大きい額の家賃等をまとめて支払っている場合には、いずれかの時において、申請日の属する月及び前月の家賃等を支払った事実)を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書、領収書その他の書類。ただし、これらの書類のいずれも存在しない場合には、必要事項を記載した要領様式1(支払実績証明書)でこれに代えることができる。また、当該2ヶ月以内の期間において賃貸人から家賃等の一部減免を受けている場合には、別表第2第8号に規定する特例によるものとする。
  - 8 賃貸人たる申請者は、申請を行うに当たっては、前6項各号に掲げる書類又は書類等の写しのほか、申請日の前2か月以内の期間において、家賃等の支払を全部又は一部免除した事実(申請者が2ヶ月分より大きい額の家賃等をまとめて免除している場合には、いずれかの時において、申請日の属する月及び前月の家賃等を減免した事実)を確認できる証書その他の書類を事務局に提出するものとする。ただし、これらの書類のいずれも存在しない場合には、必要事項を記載した様式5(減免証明書)でこれに代えることができる。
  - 9 申請の対象となる賃貸借契約のうち、一部減免を行ったものについては、賃借人等及び賃貸人等それぞれが申請を行うことができる。

#### (宣誓事項)

**第7条** 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、助成金を支給しない。

- 一 第3条第1項各号のいずれにも該当していること。賃借人たる申請者にあつては、今後も事業を継続する意思があること。
- 二 賃貸借契約等に基づいて、賃借人等が、他人の所有する土地又は建物を自ら営む事業のために直接占有し、使用及び収益をしていること。

- 三 基準額の算定に用いる家賃等に、自らと第4条第3項各号に規定する関係にある者が賃貸人等(賃貸人たる申請者にあつては、賃借人)である土地又は建物に係る家賃等が含まれていないこと。
- 四 賃借人たる申請者にあつては、基準額の算定に用いる家賃等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った土地又は建物に係る家賃等が含まれていないこと。
- 五 基準額の算定に用いる家賃等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地又は建物に係る家賃等が含まれていないこと。
- 六 前条第3項、第4項及び第5項の基本情報並びに前条第6項、第7項及び第8項の提出書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと。
- 七 次条の不支給要件に該当しないこと。
- 八 事務局が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等に応じること。
- 九 助成金の申請及び支給に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること。
- 十 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、第11条第1項第3号の規定による通知に従い助成金の返還等を行うこと
- 十一 暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること。
- 十二 本要領に従うこと。

#### (不支給要件)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成金を支給しない。

- 一 過去に既に次条第2項の支給通知を受け取った者
  - 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
  - 三 宗教上の組織又は団体
  - 四 前各号に掲げる者の他、助成金の趣旨・目的に照らして適当でない町長が判断する者
- 2 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、不支給通知を事務局から送付する。

#### (助成金の支給)

**第9条** 助成金の支給は、申請者からの申請により、事務局による審査(以下単に「審査」という。)を経て、町長が支給額を決定する。

- 2 助成金の支給は事務局を通じ、次により行う。
  - 一 事務局は、支給通知を申請者に対して、送付する。併せて、余市町長は、決定した助成金額の全額を申請者の振込先口座に振り込む。
  - 二 事務局は、申請者に支給を行わない旨を決定した場合には、申請者に対し、その旨を通知する。

#### (業界団体等によるガイドライン)

**第10条** 賃貸借契約でない契約又は処分によって使用及び収益が認められることが常態である土地又は建物(以下「特定土地等」という。)の所有、管理又は使用及び収益に係るものについては、中小企業庁長官が定める「家賃支援給付金給付規程」(令和2年(2020年)7月14日付け経済産業省公表)に基づき、業界団体等により中小企業庁長官の確認を受け、公表されている特定土地等の家賃等を含むことができる旨及びその場合の第4条第1項の規定による基準額の算定の方法、同項の要件に該当することを立証する方法等を説明するガイドライン(以下単に「ガイドライン」という。)に準じ、取扱いを行うことができる。

#### (助成金に係る不正受給等への対応)

**第11条** 申請者の申請が不支給要件に該当するものその他の支給に適さないものと疑われる場合は、町長は、事務局を通じ、次の対応を行う。

- 一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合その他の町長が必要と認める場合において、町長は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行うときは、事務局において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定す

- る。なお、既に支給した助成金について調査を行う場合も同様とする。
- 二 事務局は、申請者の申請が、不支給要件に該当するものその他の支給に適さないものであることが判明した場合には、その旨を町長に報告する。
  - 三 前号の報告を受けた町長は、当該申請者に対して不支給決定を行い、又は当該申請者との間の贈与契約を変更し、若しくは解除する。この場合において、既に支給が行われているときは、町長は、事務局に対し、当該申請者に対し助成金の返還に係る通知を行うよう指示する。
- 2 前項の場合において、助成金の不正受給に該当することが疑われるときは、町長は、事務局を通じ、同項の規定による対応に加え、次の対応を行う。
- 一 不正受給を行った申請者は、前項第3号の規定により返還を請求された助成金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年10.95%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの支払いを請求する旨の通知を行う。
  - 二 町長又は事務局は、不正の内容により、不正に助成金を受給した申請者を告訴又は告発する。
- 3 事務局は、申請者からの助成金の返還又は前項第1号の規定による支払いを受けた場合、当該返還又は支払いによって得た金銭を、申請者に代わって遅滞なく町長に返還する。

#### (国の家賃支援給付金の給付を受けた場合の特例)

**第12条** 賃借人たる申請者が、申請時点において、国の家賃支援給付金(以下「家賃支援給付金」という。)の給付決定を受けている場合は、給付決定通知書の内容が、本要領第6条各項(ただし、第6項第5号及び同第6号除く。)に規定するものを含むと認められる場合は、その写しに替えることができる。この場合、第4条第1項中「申請日」とあるのは「家賃支援給付金の申請日」と読み替える。

#### (提出書類等の特例)

**第13条** 2019年分の確定申告の義務がないことその他の相当の事由により、第6条第7項第1号及び第2号の提出書類を提出できない場合には、これらの提出書類等に代えて、2019年分の住民税の申告書類の控を提出することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告が完了していないこと、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していないことその他の相当の事由によりこれらの提出書類等及び当該住民税の申告書類の控を提出することができない場合は、これらの提出書類等に代えて、2018年分の確定申告書の控及び同年各月の事業収入等が記入された所得税青色申告決算書がある場合にはその控、又は同年分の住民税の申告書類の控を提出することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する賃借人たる申請者は、代替措置として、別表第1に定める特例によることができるものとする。

- 一 2019年1月(第6条第7項第2号の所得税青色申告決算書の控を提出した場合には、2019年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月)から同年12月までの間に開業した場合
  - 二 対象月と2019年の対象月と同月との間又は対象期間と2019年の対象期間と同期間との間(以下「比較期間」という。)に事業の承継をした場合
  - 三 2018年(平成30年)又は2019年に発行された罹(り)災証明書等<sup>1</sup>を有する場合
  - 四 2020年(令和2年)1月から3月までの間に開業した場合、又は2019年1月から12月までの間に開業した場合であって2019年に事業により事業収入を得ていないとき
- 3 申請に係る賃貸借契約等に関して、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、当該賃貸借契約等に係る申請に当たっては、別表第2に定める提出書類等を提出することができるものとする。
- 一 第6条第6項第2号の書類に規定された賃貸人等の名義と現在の賃貸人等の名義が異なる場合
  - 二 第6条第6項第2号の書類に規定された賃借人等の名義と申請人の名義が異なる場合
  - 三 賃貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該賃貸借契約等が令和2年(2020年)3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合
  - 四 令和2年(2020年)4月1日以降において、令和2年(2020年)3月31日時点で有効であった賃貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな賃貸借契約等を締結している場合
  - 五 第6条第6項第2号の書類について、一見して賃貸借契約等の存在を証する書類であることが明らかでない場合であって、当該賃貸借契約等について、第10条の規定により公表されたガイドラインが存在するとき

---

<sup>1</sup> 自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明(例：罹(り)災証明書、被災証明書等)

- 六 前号に規定する場合であつて、当該賃貸借契約等について、第10条の規定により公表されたガイドラインが存在しないとき
- 七 賃貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合
- 八 申請日の前2ヶ月以内の期間(申請日の前1ヶ月以内の期間を除く。)において賃貸人等から家賃等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は家賃等の支払いを滞納している場合
- 八 賃借人たる申請者による申請であつて、申請日の前2ヶ月以内の期間において賃貸人等が賃料等の支払の全部又は一部減免を行っている場合
- 九 賃貸人たる申請者による申請であつて、申請日の前2ヶ月以内の期間において賃貸人等が賃料等の支払の全部又は一部減免を行ったことを証する書類が存在しない場合